

議第 2 2 号

三島市いじめ問題対策委員会条例の一部を改正する条例案

三島市いじめ問題対策委員会条例（平成27年三島市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第71号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 2 条中「事項」の次に「その他教育委員会が必要と認める事項」を加える。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（部会）

第 7 条 教育委員会は、法第28条第 1 項に規定する重大事態（以下「重大事態」

という。）に係る事実関係の調査審議等をさせるため、必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は特別調査委員 5 人以内をもって組織する。

3 前項の特別調査委員は、学識経験者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

4 特別調査委員の任期は、当該重大事態に係る委員会による調査審議が終了したときまでとする。

5 部会に、部会長を置き、委員長が指名する。

6 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査の経緯及び結果並びに再発防止策に係る意見を委員会に報告する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士